



## 高齢者の皆さんの健康を守るため 通院時の交通費助成を開始します

市では、5月1日から「高齢者通院時交通費助成事業」を開始します。

医療機関から遠く、公共交通などが不足している地域に居住する、ひとり暮らしの高齢者などに対し通院時のタクシー利用料金を助成。通院にかかる交通費の負担軽減を図ります。

### ■対象

自宅からバス停までの距離が遠いなどの理由により、公共交通の利用が困難で次のいずれかに該当する80歳以上の人

▶ひとり暮らしの人 ▶65歳以上の高齢者のみの世帯で暮らしている人 ▶日中独居で1人で通院ができる人 ※自家用車などの交通手段を持っている人や、同居人が送迎できる人は対象外。対象になるかについては、新館長寿福祉課または各総合支所健康福祉係の窓口でご相談ください

### ■補助対象経費

通院のため、医療機関と自宅との間で利用したタクシーの料金で、1回の乗車(片道当たり)につき3,000円を超えた額

【例】タクシー代が片道7,000円だった場合には4,000円を助成

■助成額 1人当たり年額12,000円

### ■助成事業利用の流れ

#### ①助成金利用申請

利用申請書に必要事項を記入の上、新館長寿福祉課、各総合支所健康福祉係のいずれかの窓口へ申請 ※利用申請書は窓口に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています

#### ②助成金利用申請の審査

利用申請時に、世帯の状況や自宅からバス停までの距離などを確認し、助成金の適用の可否を決定

#### ③利用決定通知の発行

対象者には、市から「利用決定通知」を送付

【問い合わせ・申請】  
新館長寿福祉課(☎41-3576)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

### ① 利用方法

チラシ(※)に記載されている

■利用料  
無料(入浴および休憩以外の費用は自己負担)

■変更期間  
新型コロナウイルス感染症の拡大が収束するまでの間

■対象  
60歳以上の市民とその家族 ※家族は利用者を送迎する運転手および入浴の介助者各1人

●これまでの団体利用はできませんので、ご注意ください

市では、高齢者の健康増進を目的に「湯のまちホット交流サービス事業」を実施しています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、同事業の対象を4人以上の団体から個人の利用に変更します。



## 湯のまちホット交流サービス事業の利用方法を変更します

「温泉施設一覧表」から、利用したい施設を選び、電話で予約する ※温泉施設により、開館状況が異なります

②「湯のまちホット交流サービス事業利用申請書・確認書」(※)に必要事項を記入の上、利用日に施設へ提出する

\*チラシおよび同申請書・確認書は、新館長寿福祉課、各総合支所健康福祉係に備え付けているほか、市ホームページに掲載しています

### ■利用上の注意

○不特定多数の団体などでの利用はできません  
○咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策をお願いします

【問い合わせ】  
新館長寿福祉課(☎41-3576)

## ■新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします

【問い合わせ】本館財政課(☎41-3517)

### ●補正予算を編成した主な対策経費

事業名	予算額	内容
感染症予防緊急対策事業		
非接触体温測定器購入	1,125万円	来庁者および職員の感染防止のため、市役所本館・新館、各総合支所に非接触体温測定器を設置します。 ■設置内容 サーモグラフィカメラ10台、ユニット型体表面温度チェッカ5台
感染症予防物品購入	990万円	市内の福祉施設、医療機関のほか、市役所窓口や図書館などで業務を行う職員へ配布して在庫が減少した備蓄用マスクを購入します。 ■内容 不織布マスク10万枚
障がい児通所等給付事業	292万円	特別支援学校などの臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用の増加に対応した報酬に対し支援します。
雇用維持緊急対策事業		
雇用安定助成金	5,000万円	事業活動の縮小を余儀なくされた市内事業者の雇用維持と事業継続を支援するため、国が定めた緊急対応期間の雇用調整助成金に市が上乗せの助成金を交付します。 ■対象 市内事業者(大企業含む) ■助成率 10分の1 ■助成金額 雇用調整助成金の算定の基となる額に対して10分の1 ■対象期間 4月1日～6月30日 *詳しくは9ページをご覧ください
社会保険労務士による無料相談会	300万円	雇用調整助成金の申請手続きや市内事業所が抱える雇用に関する悩みや課題に対する助言などを行うため、社会保険労務士による無料相談会を実施します。 *詳しくは8ページをご覧ください ■実施期間 5月18日～6月30日のうち33日間
中小企業振興融資事業		
中小企業振興融資利子補給	800万円	緊急的に花巻市中小企業振興融資制度を拡充し、同制度を利用した市内事業者の利子負担を市が全額支援します。 ■対象者 市内事業者で、4月1日～5月31日の間に同制度の融資を受けた人 ■貸付利率 ▶貸付期間3年以内…利率2.7% ▶貸付期間3年超…利率2.9% ■利子補給額(利子補給期間) 全額(上限3年間) *本事業は、4月7日に閣議決定された国の緊急経済対策における「実質無利子・無保証料融資」(民間金融機関実施)が実施される前に資金を必要とする事業者のために行うものです。国の制度が開始された時点で終了します *詳しくは9ページをご覧ください
観光情報発信事業		
花巻観光協会事業補助金	1,230万円	花巻観光協会会員の経済的負担を軽減するため、同協会の会員会費相当額に対し支援します。また、市内物産品の売り上げ向上を図ることを目的に、同協会のホームページの再構築費用に対し支援します。
観光物産事業等緊急対策事業		
温泉宿泊施設等支援	4,550万円	感染防止策により生じた普段の生活と違うストレスで体調を崩すなど、市民の健康への影響が懸念されています。このため、ストレスを解消することで市民の健康増進を図り、また、市内温泉宿泊施設や物産観光事業者の経営支援を行うため、市民を対象とした温泉宿泊施設などへの日帰り入浴・宿泊に要する費用を支援します。 *詳しくは8ページをご覧ください
イベント中止に対する経費支援	1,500万円	着手後に中止となった市との共催イベントについて、支払済みの費用に対し支援します。 *詳しくは8ページをご覧ください

### ●現計予算で対応した主な対策経費

事業名	内容
スクールバス一般混乗制度登録者に対する通院支援	スクールバス一般混乗制度を利用する人を対象に、感染拡大が終息するまでの時限措置として、タクシー助成券を交付します。 *詳しくは7ページをご覧ください
湯のまちホット交流サービス事業	従来4人以上の団体としていた対象を、当面の間、個人に変更して実施します。 *詳しくは7ページをご覧ください
市役所庁舎他窓口仕切り板設置	本庁舎・各総合支所などの窓口カウンターにアクリル製仕切り板を設置します。

\*上記は、4月23日までに実施が決まった支援策です。今後、さらに支援策を取りまとめ公表の上実施します